

社会保険

いばらき

8

健康経営を始めましょう！「健康づくり推進事業所」

2024 August
NO.553

- 2024年12月2日から健康保険証は発行されなくなります
- 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください
- 令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます
- 健康づくり、保健施設事業のご案内
- 令和6年度社会保険協会費納入のお礼とお願い
- 事業所名称・所在地等を変更された際は変更届の提出をお願いいたします



袋田の滝（大子町）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健康経営を始めましょう！

「健康づくり推進事業所」

協会けんぽ茨城支部では、健康経営に取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！

従業員の健康は重要な経営資源です。まずは、「健康づくり推進事業所」に宣言することからはじめてみましょう。

健康経営®ってなに？

経営者が従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルです。
（「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。）

生産性の向上



- ◆モチベーションの向上
- ◆欠勤率・離職率の低下
- ◆業務効率の向上

会社のイメージアップ



- ◆企業価値の向上
 - ◆企業イメージの向上
 - ◆新規採用の促進
- （求人票にも記載可能）

会社の負担軽減



- ◆疾病予防による手当の支払い減少
- ◆長期的な健康保険料負担の抑制

そのほかにもメリットがたくさん！

- ◆公共調達における加点として導入する自治体が増加
（茨城県では、令和4年度より建設工事入札参加資格審査における評価の中に加点）
- ◆無料で出前健康講座受講や健康測定機器レンタルが可能（別途申し込みが必要です）

「健康づくり推進事業所」として宣言する方法



左の二次元コードの「宣言書」を印刷して、
協会けんぽ茨城支部にFAXしていただくだけです！

FAX: 029-303-2100



茨城支部加入事業所は、令和6年6月時点で、「1,384社」宣言しています！貴社も仲間入りしませんか？

具体的になにすればいいの？

まず、社内外に貴社の健康づくりを宣言してください。その後は、会社全体で健康づくりに取り組んでください。不明な点があれば、協会けんぽ茨城支部がサポートいたしますのでご安心ください。

無料講座で健康に！！

「健康づくり推進事業所認定特典」

協会けんぽ茨城支部では上記の「健康づくり推進事業所宣言書」を提出していただき、認定された事業所向けに無料で出前健康講座やレンタル機器の貸し出しを行っています。

※特典を利用するためには「健康づくり推進事業所宣言書」を提出していただき、健康づくり推進事業所として認定される必要があります。

こういった特典があるの？

①健康測定機器

- ・血管年齢測定器
- ・骨健康測定器
- ・肌年齢測定器
- ・ストレス測定器

②出前健康講座

- ・健康セミナー（ヨガや禁煙、機能改善ストレッチなど）
- ・お口の健口教室
- ・お薬と健康教室
- ・メンタルヘルスケア研修会
- ・治療と仕事の両立支援
- ・熱中症対策アンバサダー講座（期間限定）

申込はこちら▼



ステップアップ！！ 「いばらき健康経営推進事業所認定制度」



茨城県では、従業員の健康に配慮した取り組みや企業経営を実施している企業を認定し、働く世代の健康増進を推進しています。

※認定を受けるためには、**協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所の認定を受けていることが条件**となります。健康経営に取り組み、いばらき健康経営推進事業所の認定を目指しましょう！！

✓ 申請期間

【新規】

2024年6月1日～2024年12月31日



茨城県へ申請
(協会けんぽ加入事業所の
受付窓口は協会けんぽ)

【更新】

2024年8月1日～2024年9月30日



認定審査



認 定

2024年12月2日から健康保険証は発行されなくなります。 マイナ保険証に関する Q&A

2024年12月2日から健康保険証は発行されなくなります。

そのため、マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったり等メリットがあります。

Q1.今の健康保険証はいつまで使えるの？

A1.2024年12月2日以降新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、**最大1年間**、従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。

Q2. マイナ保険証の使用方法は？

A2.まず、マイナンバーカードを申請し、マイナンバーカードを健康保険証として登録します。その後、医療機関・薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、顔認証か暗証番号で本人確認をお願いいたします。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、**2024年9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設**します。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

電話番号 **0570-015-369**

開設時間 **8時30分～17時15分(土日祝日を除く)**



(※)マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

(※)協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

 **全国健康保険協会 茨城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

マイナ保険証を
使用しましょう！！



※2024年12月2日から
健康保険証は発行されなくなります。

使ってみよう！
マイナ保険証

日本年金機構からのお知らせ

被保険者数が51人以上の企業等の

事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等：「特定適用事業所」といいます。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込がある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。

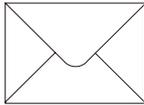
届出のご案内・書類作成スケジュール

令和6年10月以降、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等は適用拡大の対象事業所となるため、加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」等の提出が必要です。新たに適用拡大の対象となることを見込まれる事業所に、令和6年9月上旬までに「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付する予定です。

適用拡大の対象となる従業員についての届書の準備、社内周知・従業員への説明等の期間が必要となりますので、早めの準備をお願いします。

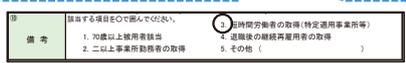
通知でお知らせ

令和6年9月上旬まで



日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを見込まれる事業所に、お知らせを送付します。

届出準備・作成



加入対象となる短時間労働者の資格取得届を準備します。

届出の提出



該当日の5日以内に届出を提出。
※短時間で効率的に届出できる電子申請をご利用ください。

「社会保険の適用拡大」に向けて早めの準備をお願いします。

詳しくは、「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？ 手引き」をご覧ください



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



茨城県社会保険協会からのお知らせ

健康づくり、保健施設事業のご案内

(一財)茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者とそのご家族の皆さま方の健康づくりおよび福利厚生事業の一環として、施設等の利用料金の一部補助を行います。ご家族や職場のお仲間たちと是非ご利用ください。



利用施設 「とっぷさんて大洋」 茨城県鉾田市上幡木1500-2 電話0291-39-6500
(休館日 毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日、年末12月29日～31日)

利用料金

利用者区分	全館利用		風呂・トレーニングルーム利用	
	昼間	夜間	昼間	夜間
一般	950円	850円	850円	750円
	600円	500円	500円	400円
高齢者(65歳以上)	550円	550円	450円	450円
	250円	250円	150円	150円
こども (3歳以上小学生)	550円	450円	350円	350円
	200円	100円	無料	無料

※利用料金表の見方

◆利用区分欄の上段は通常利用料金で下段は補助券使用での自己負担額です

利用施設 「つくばウェルネスパーク」 茨城県つくば市山木1562 電話029-867-5210
(休館日 毎月第1・第3木曜日、12月31日と1月1日、他に設備保守点検等のために休館することがあります。)

利用料金

利用者区分	正規利用額	補助券利用自己負担額
大人(中学生以上)	730円	510円
小人(満3歳以上)	410円	200円
満65歳以上の方	410円	200円
障害者手帳をお持ちの方(大人)	410円	200円
障害者手帳をお持ちの方(小人)	無料	
満3歳未満の方		

※ご利用時の注意

- ◆つくばウェルネスパーク発行の回数券と利用補助券との併用利用はできません。
- ◆左記自己負担額でトレーニングルーム・プール・温浴(お風呂等)がご利用できます。
- ◆小学校2年生以下は大人の同伴利用が必要となります

利用施設 「ほっとランド・きぬ」 茨城県下妻市中居指1126 電話0296-30-4126
(休館日 毎週月曜日、月曜日が祝日のときは翌日、12月29日～1月3日)

利用料金

利用者区分	正規利用額	補助券利用自己負担額
大人(高校生以上)	650円	450円
満65歳以上の方	350円	250円
児童生徒(小・中学生)	250円	150円
障害者及び障害者の介助者	200円	100円
小学生未満の方	無料	

※ご利用時の注意

- ◆正規利用券を購入後、受付に正規利用券と利用補助券を提示してください。正規利用額と自己負担額の差額が返されます。
- ◆ほっとランド・きぬ発行の回数券・優待券と利用補助券の併用利用はできません。
- ◆左記料金で温水プール・トレーニングジム・温浴(お風呂等)がご利用できます。
- ◆トレーニングジムを初めてご利用される方は、利用講習会を受講後の利用となります。
- ◆小学校3年生以下の方の25mプールご利用の際は大人の同伴利用が必要となります。
- ◆トレーニングジムは16歳未満(中学生以下)の方はご利用できません。



利用施設 「筑西遊湯館」 茨城県筑西市下川島471-2 電話0296-33-5151

(休館日 毎週木曜日(祝日の場合、翌日が休館日になります)、1月1日)

利用料金

利用者区分	正規利用額	補助券利用 自己負担額
大人(中学生以上)	600円	400円
子供(4歳~小学生)	300円	200円
高齢者(満65歳以上の方)	500円	300円
障害者及び障害者の介助者	200円	100円
乳幼児(3歳以下)	無 料	



※ご利用時の注意

- ◆筑西遊湯館発行の回数券・優待券と利用補助券の併用利用はできません。
- ◆左記料金で全施設(プール・トレーニングルーム・風呂等)が終日ご利用できます。
- ◆トレーニングルームを初めてご利用される方は、利用講習会を必ず受けていただきます。
- ◆トレーニングルームは高校生以上からご利用できます。
- ◆小学校3年生以下のお子様の施設使用は必ず保護者の同伴が必要です(プールでは保護者も水着着用)。

利用期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

利用資格

一般財団法人茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及びその家族

申込枚数

1事業所あたり利用施設ごとに10枚以内とさせていただきます。(必ず利用する枚数のお申し込みをお願いいたします。)

申込方法

「プール・トレーニング・温浴(お風呂等)利用補助券申込書」を作成のうえ、必ず返信用封筒(切手貼付)を同封して一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りいたします。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	30枚まで	60枚まで
注:長型3号(12×23.5cm)の封筒をご用意ください。	84円	94円	140円

9月30日までに到着している分については、9月30日までに発送する予定です。

※令和6年10月1日(火)以降に発送する分は、新郵便料金(30枚まで110円、60枚まで180円)になります。不足が生じた場合には貴事業所での負担になりますのでよろしくお願いたします。

申込期限

令和7年2月28日までにお申し込みください。

利用方法

受付で利用補助券と自己負担額を現金でお支払いください。

その他

☆補助券は1人1枚1回限り有効です。

☆トレーニングルームの利用時間に制限がありますので、詳しくは施設へお問い合わせください。

☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー(シールを含む)をされた方の入場は、お断りいたします。

なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。

☆返信用封筒が同封されていない場合や記入漏れ等の不備がありますと発行が遅れることがありますのでご注意ください。

※「ほっとパーク鉾田」につきましては当分の間臨時休業となっております。再開時期が決まりましたら広報誌等で改めてご連絡をいたします。

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

一般財団法人茨城県社会保険協会

電話029-226-8005 <https://www.ibashaho.or.jp>

※茨城県社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

横浜散策ツアー

異国情緒漂う街並みや近未来的なみなとみらいなど見どころにあふれている横浜。横浜中華街や山下公園など名だたる観光スポットはもちろん、実はグルメも外せない街です。
事業所のお仲間同士やご家族の参加をお待ちしております。

記

場 所 横浜散策（横浜到着後、帰りの集合時刻16時00分頃まで自由行動となります）

出 発 日 令和6年10月19日（土）（雨天決行） 横浜到着予定10時15分頃

出発・帰宅予定時間

日立方面	出発（日立商工会議所会館前）	7時00分	帰宅予定	19時15分頃
水戸方面	出発（水戸駅南口）	7時30分	帰宅予定	18時45分頃
土浦方面	出発（土浦駅東口）	7時45分	帰宅予定	18時15分頃
下館方面	出発（下館駅南口）	7時30分	帰宅予定	18時45分頃

集合時間 各乗車場所とも出発予定時間の10分前に集合

募集定員 水戸出発は120名、土浦・下館・日立出発は各40名
※各出発方面の申込人数が10名に満たない場合は、その方面からの出発を中止にします。

募集期間 令和6年9月27日（金）迄（定員に達し次第締め切りとします）

利用資格 一般財団法人茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている会員事業所の被保険者及びそのご家族。

旅行企画・実施参加費 株式会社日本旅行水戸支店
1人5,000円 なお、参加費の支払いは㈱日本旅行への振り込みとなりますが、詳細につきましては申込受付後にご案内いたします。

申込方法 「健康づくり 横浜散策ツアー」参加申込書に記入のうえ、必ず返信用封筒（94円切手貼付）を同封して、一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。
申込受付後、参加費振込先・行程等詳細をご案内します。

申込問合せ先 〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階
一般財団法人茨城県社会保険協会 電話番号 029-226-8005

今宵あなたと素敵なひととき 第40回「室内楽の夕べ」

毎年恒例となっております「室内楽の夕べ」を下記のとおり開催いたします。今回は深く豊潤な響きのチェロを中心に、驚くべき多様性と柔軟性を持つクラリネット、チェロ、ピアノのトリオコンサートです。美しき音色に魅せられて素敵な秋の夜のひとときを過ごしてみませんか。
皆様のご来場をお待ちしております。

【開催日】 令和6年10月11日（金）
開場 午後6時00分
開演 午後6時30分～午後8時00分

【会場】 スペースU古河（古河市役所古河庁舎となり）
古河市長谷町38-18

【演奏者】 チェロ 中村 潤 クラリネット 大成 雅志 ピアノ 小川 由希子

【参加対象者】 一般財団法人茨城県社会保険協会会員事業所の被保険者とその家族

【申込枚数】 1事業所あたり10枚以内とさせていただきます。

【申込方法】 「第40回室内楽の夕べ参加申込書」を作成のうえ、必ず返信用封筒（84円切手貼付）を同封して一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。後日、入場整理券をお送りいたします。

【申込締切】 令和6年9月27日（金）到着分 先着200名とし、定員に達し次第締め切りとします。

【主催】 下館社会保険委員会、一般財団法人茨城県社会保険協会下館支部
※入場は無料ですが、幼児の方の入場はご遠慮願います。

当日の演奏予定曲

- ・ 愛の挨拶
- ・ だんだん小さく
- ・ 白鳥
- ・ ノクターン
- ・ チャルダッシュ 他

年金セミナー・健康管理講座

被保険者の退職後に向けた年金制度に関する年金セミナー及び健康管理講座を下記のとおり開催いたします。年金受給を控え、退職後におけるライフプランの設計及び健康管理の維持に役立てて頂けますよう、是非ご参加ください。

開催日・会場

日立会場	令和6年11月7日（木）久慈サンピア日立（日立市みなと町6-1）
水戸会場	令和6年11月11日（月）ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）
つくば会場	令和6年11月13日（水）つくば研究支援センター（つくば市千現2-1-6）
筑西会場	令和6年11月28日（木）茨城県県西生涯学習センター（筑西市野殿1371）

※詳細は同封の「年金セミナー・健康管理講座開催のお知らせ」をご確認ください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和 6 年度社会保険協会費納入のお礼とお願い

茨城県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の普及発展、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福利増進のため、各種事業を行っております。これらの事業は会員事業主さまから納入していただいた会費（年会費）によって運営されております。

令和 6 年度の会費の納入案内書につきましては、本年 4 月 8 日に会員事業所さま宛にお送りし、6 月末日までに多くの会員事業主さまから納入をいただきました。誠にありがとうございました。

まだ納入がお済みでない事業主さまにおかれましては、お手元の納付書または振込等で早めに納入いただきますようお願いいたします。

なお、今回お送りしました令和 6 年度の納付書が見当たらない場合は再交付いたしますので、当協会あてご連絡ください。



一般財団法人茨城県社会保険協会 電話 029-226-8005

事業所名称・所在地等を変更された際は変更届の提出をお願いいたします。

会員情報変更届	
令和 年 月 日	
一般財団法人茨城県社会保険協会 取 扱	
変更前	
事業所管理番号(必須)	〒110-0001 日本年金機構年金事務所 東京都千代田区千代田 1-1-1
事業所名称(必須)	
事業所所在地(必須)	
変更後(捺印する欄にご記入ください)	
事業所名称	
事業所所在地	
電話番号	
事業所管理番号	〒110-0001 日本年金機構年金事務所 東京都千代田区千代田 1-1-1
※ご記入いただいた情報は、当協会の事業所データベースに活用いたします。	
FAX送信先	(郵便による送付先) 一般財団法人茨城県社会保険協会 〒110-0001 日本年金機構年金事務所 東京都千代田区千代田 1-1-1
029-231-2522	
202309	

茨城県社会保険協会では、広報誌「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へ年 6 回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された際は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。

変更等がございましたら茨城県社会保険協会のホームページの「入会申し込みはこちら」(又は「入会案内」)をクリック、「会員情報変更届」を印刷していただき、必要事項を記入のうえ F A X または郵送にて送付してください。お手数ではございますが、よろしくをお願いいたします。

次号(9月)はホームページのみでの掲載となります。
是非ご覧ください。

茨城県社会保険協会

検索

「プール・トレーニングルーム・温浴（お風呂等）」利用補助券申込書

利用施設	とっぷさんて大洋	つくばウェルネスパーク	ほっとランド・きぬ	筑西遊湯館	合計
申込枚数	枚	枚	枚	枚	枚
(事務局使用欄)	—	—	—	—	—

◎希望する施設の欄に枚数を記入してください。

事業所整理記号 ※01 イロハ、01ABC など 若しくは健康保険証の記号（数字）	
上記のとおり申し込みます	令和 年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿	
事業所所在地 〒
事業所名称
事業主氏名
事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。

HP

切り取り線

「健康づくり 横浜散策ツアー」参加申込書

※乗車希望場所を○印で囲んでください。参加代表者の携帯番号は緊急の連絡先として必ずお書きください。

出発日	令和6年10月19日（土）	乗車場所	水戸・土浦・下館・日立		
氏名	年齢	事業所整理記号	被保険者・扶養者の別	参加代表者（○印）	参加代表者の携帯番号
			被・扶		

上記のとおり申し込みます	令和 年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿	
事業所所在地 〒
事業所名称
事業主氏名
事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。

HP

切り取り線

第40回「室内楽の夕べ」参加申込書

事業所整理記号 ※01 イロハ、01ABC など 若しくは健康保険証の記号（数字）		
申込者氏名（代表者）	参加人数	名
上記のとおり申し込みます	令和 年 月 日	
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿		
事業所所在地 〒	
事業所名称	
事業主氏名	
事業所電話番号	

※ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。

HP

年金セミナー・健康管理講座 開催のお知らせ

一般財団法人茨城県社会保険協会では、被保険者の退職後に向けた年金制度に関する年金セミナー及び健康管理講座を下記のとおり開催いたします。年金受給を控え、退職後におけるライフプランの設計及び健康管理の維持に役立てて頂けますよう、是非ご参加ください。

開催日・会場	日立会場：令和6年11月7日(木)久慈サンピア日立 (日立市みなと町6-1) 水戸会場：令和6年11月11日(月)ホテルレイクビュー水戸 (水戸市宮町1-6-1) つくば会場：令和6年11月13日(水)つくば研究支援センター (つくば市千現2-1-6) 筑西会場：令和6年11月28日(木)茨城県県西生涯学習センター (筑西市野殿1371)
開催時間	午後1時30分から午後5時00分まで
参加対象者	事業所に勤務(事業主を含む)する被保険者及びその配偶者、事務担当者
参加費	無料
募集人数	水戸・つくば会場は各50名、日立・筑西会場は20名(募集定員に達し次第締め切り)
講師	船橋 信正先生 特定社会保険労務士、社会保険労務士法人齋藤・船橋労務相談事務所長 久米 京子先生(日立会場) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士 植田 和子先生(水戸会場) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士 根本 偉代先生(つくば会場) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士 入江 三弥子先生(筑西会場) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
演題	「年金とライフプラン」 ・ライフプラン設計 ・これからの年金・雇用保険・健康保険について ・生涯現役を日ざして 「食事と健康」
申込方法	下記「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書に参加人数・希望会場を記入し、一般財団法人茨城県社会保険協会へ郵送又はFAXにてお申し込みください。
申込み先	〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
問合せ先	一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005 FAX029-231-2522
主催	一般財団法人茨城県社会保険協会
後援	茨城県社会保険委員会連合会・茨城県年金協会 ※ 平日開催のため、事業所(事業主)様のご理解とご協力をお願いします。

----- 切 - り - 取 - り - 線 -----

「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合に加入の事業所はアルファベットの整理記号)		参加人数	被保険者 配偶者	名 名
希望会場(○印を付けてください)	日立	水戸	つくば	筑西
つくば会場をご希望の方は無料駐車券を送りますので、車の台数を記載してください。				台
上記のとおり申し込みします			令和	年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿				
事業所所在地 〒				
事業所名称				
事業主名				
事業所電話番号				

※「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書は、講座開催の目的以外に使用いたしません。